平成２９年（フ）第１０９号
北海道帯広市西15条南36丁目１番13号　稲田１―147号
債務者　向井　　聖
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
福島県喜多方市東桜ガ丘２丁目140番地　県営東桜ガ丘団地２棟308号、前住所福島県喜多方市東桜ガ丘２丁目５番地
債務者　横山　英子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
群馬県邑楽郡明和町新里521番地１
債務者　久保庭良江
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１９７７号
大阪市生野区新今里６丁目11番17―803号
債務者　谷口　將敬
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６４８号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目20番34号
債務者　堤　　和美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９９号
大阪府高槻市上土室１丁目２番23号
債務者　鈴木亜依子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４２号
大阪府守口市金田町４丁目８番４号　201号室、前住所大阪府守口市大久保町５丁目45番６号　前田方
債務者　坂東加津栄
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５５号
大阪府豊中市南桜塚３丁目３番22号
債務者　菊池　元臣
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４０号
大阪市淀川区宮原５丁目８番７―804号
債務者　佐々木教博
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１３１号
大阪府豊中市島江町２丁目10番18号
債務者　都田久美子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９６号
大阪府豊中市大島町１丁目11番30号
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９８号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番32号　コーポリーブル16　202号、前住所奈良県北葛城郡王寺町藤井１丁目99番地の１―105号
債務者　中華料理星華こと　福田　隆雄
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１４号
大阪市東淀川区豊新５丁目14番３号リーベン弐番館502号
債務者　吉永ひとみ
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６４２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目８番７号　パークサイドマンション　402号、前住所大阪府羽曳野市碓井４丁目８番５―1003号
債務者　大隈やす子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９６号
千葉県市川市堀之内３丁目４番１号　（メゾン・ド・パティオＡ棟５号）
債務者　若松　宙輝
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６３号
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣1665番地の３
債務者　川崎　春香
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係